

白河市産業プラザ人材育成センターの施設利用に関する基本的事項 ～新型コロナウイルス感染拡大防止対策～

【令和2年6月22日現在】

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」と「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」、その他新型コロナウイルス感染拡大防止のガイドラインなどを踏まえて、白河市産業プラザ人材育成センターの施設利用に関して次の内容を基準として貸出いたします。

●利用にあたっての基本的事項（「新しい生活様式」の実践例より）

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（1時間以上の場合は、1回以上換気すること。）
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 体温の測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合はムリせず療養

●貸館にあたっての具体的な対策

(1) 対人距離を確保（2m程度）することが前提

①会議室等の収容人数の制限

施設名	面積（㎡）	収容人数 （通常）	原則利用可能人数 （感染対策のための制限）
講堂	202	132名	50名
第1、2教室	56	30名	14名
和室	10帖、12帖	—	9名
研修室	89	54名	22名
調理実習室	92	—	当面の間は利用できません。

※感染の拡大状況を鑑みながら、利用に関する緩和を段階的に検討していきます。

②館内各室の着席数を制限

- ・椅子の数を減らす。

(2) 貸出し備品の制限

- ・他者と共有する物品を最低限にするため、貸出しする備品を制限いたします。

(3) 衛生対策（清掃、消毒、換気の徹底）

- ①手指消毒のためにアルコール消毒液等の設置
- ②各室使用前後の換気の徹底
- ③各室使用後の高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチなど）の消毒を実施

●利用にあたっての注意事項（会議主催者に注意していただきたいこと。）

(1) 来館予定者への安全確保対策

- ①来館前の検温実施の周知徹底をお願いします。
→ 37.5度以上の発熱または平熱比1度超過の来館制限。
- ②息苦しさやだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方についての入館についてはお断りいたします。
- ③過去2週間の感染状況が拡大している国への訪問歴がある方の入館制限をお願いします。
- ④咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の周知徹底をお願いします。

(2) 会議を主催するにあたっての基本的に依頼すること

- ①会議等は必要最低限の利用人数で利用するなどの対策をお願いします。
制限人数を超える利用が想定される場合においては、入館時間を分けるなどの対応をお願いします。
- ②会議主催者側においても、アルコール消毒液等の準備など対応をお願いします。
- ③マスク着用ができない方については入場禁止とし、また、使用中の換気の実施など感染拡大防止対策の徹底をお願いします。
- ④来館者の氏名及び緊急連絡先の把握、名簿の作成。また、来館者に対しこのような情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることへの事前周知などをお願いします。
- ⑤本館内においての飲食をする場合は、人との間隔を空ける、対面を避けるなど対策を取り、飲食後にアルコール消毒液等で机を拭くなど対応していただくこととなります。

●その他

※以上のようなことを対策しながら利用者の皆様にご利用いただきたいと思います。記載のない事項については、施設管理者の指示に従ってください。

※この後の感染拡大の状況次第によっては、部屋を貸すことができなくなる恐れもありますことを事前にご承知おきください。